

こだす新聞

第67号
平成13年5月

薬剤師国家試験

今年の薬剤師国家試験の合格発表で国の試験に対する考え方に変化が見られたようです。

今年度の発表では合格基準と正答を初めて公開しました。

これによると、合格基準は次の2項目を基準とした」としています。

①試験問題の難易度を補正して試験毎に計算する。総点数の65%に相当する点数以上である。
②各教科で35%以上の正解である。

これらの合格基準及び正答については今まで公開されることが無く、受験者はどういう風に合格が決定されていたか知られることはありませんでした。

歯科医師国家試験の問題漏洩事件など試験選考が明らかにされていなかったために生じていた不正が、これらの改革を進めていただき、公開されることで問題の発生が防がれればと思います。

日刊薬業 4月19日の記事から

インフォームドコンセント

4月17日の医薬品企業法務研究会において医療安全対策委員の児玉弁護士は日本と米国のインフォームドコンセントに大きな開きがあり、日本はまだ未熟な状態と述べた後、現在の米国の現状を報告しています。

それによると、患者の自己決定権が確立されてきて、様々な場面で医療側が窮地に立たされる場面が多くなり、ベットのサイドに司法が向き、法的判断を迅速に下す手続きがシステム化された。その後反省期に入り、複数の治療方法から患者が強制的に選択させられる考え方や司法判断に依存する考え方が薄らいできた「そうです。その背景として、平均的合理的な患者さんの要求を医師は知りうる、という考え方が浸透してきているため」と述べています。

これは、医師の裁量権が復活してきたものともとれる動き」と結んでいます。

日本では以前に比べ、患者さんに病気や治療について説明する

る場面が増えてきていますが、説明する側の説明がまだ不十分で説明されたことが理解されていない」場面がまだ多いように思います。

医師の裁量権も患者さんとの信頼関係があつて実現することを医療従事者は真摯に考えてほしいものです。

薬事日報 4月20日の記事から

桜さんぽ

メビウス有志で今年も桜さんぽ」を4月22日に決行しました。

当初は4月29日を予定していましたが、開花が1週間以上早く、急遽日程を繰り上げて行ったこともあり、参加者は少なく気温も低く雨も混じるといったコンディションとしては悪い状態の花見となつてしまいました。それでも



集合した4人と途中から参加した7人は元気に花見を続け、無事最終目的地「はたけやまぐてん」にたどり着きました。

今年の桜は早咲きと遅咲きがかかり開花時期にバラツキが出て一斉に満開とはなりませんでしたが、浦大町・北嶋春一宅の紅しだれ桜、夜叉袋・渡部六右衛門宅のソメイヨシノ、小学校体育館脇

・桜並木が歓迎してくれました。

くすりの畠山さんでは天気が悪いためバーベキューを外で準備していただき、炭火の暖かさを参加者は全員心から堪能いたしました。

小学校で花見給食

小学校では毎年年花見の季節、天気の良いときに給食を外に持ちだし、駐車場の桜並木の下でお昼ご飯を食べています。

たまたま、その風景に接し、担任の先生の許可をいただいて、食



事の風景を撮影させていただきました。花見給食は2日取材させていただきました。

2年生と3年生は4月18日、4年生と5年生は4月25日でした。子ども達はみんな楽しそうでした。子ども達も達にとけ込んでいて、先生がなかなか発見できませんでした。

終了証

今月は次の皆さんに修了証をお渡しすることができました

藤田 未祐さん
相馬 綾乃さん
渡部 謙さん

「くつうさまでした。」

今月の行事

5月
3日〜6日 休診
5日 13区子ども樽御興
5日 一日市願人踊り
子ども願人踊り
13日 小学校作業奉仕
20日 小学校運動会
20日 近代口腔科学研究会
21日 職員健診 休診
27日 井川町

健康ウォーキング